

五小・井之小 設計者選定プロポーザル 一次審査質疑回答

No.	質疑	回答
1	近隣について配慮すべき注意点等ございましたらご教示ください。	建物配置について、両校とも戸建て住宅等が隣接しており、周辺環境を十分考慮した計画をご検討ください。
2	現在小学校の地域開放施設に関してご教示ください。	両校共通で校庭、体育館を開放しています。加えて井之頭小学校ではトレーニングルーム（体育館棟内）も開放しています。
3	敷地面積と容積率について 武蔵野市学校施設整備基本計画（令和2年3月）P11～12、業務委託に関する公募型プロポーザル 提案条件、敷地測量図に示された数値が異なります。敷地測量図に示された数値を正と考えてよろしいでしょうか。	第5小学校については「武蔵野市学校施設整備基本計画」の9,710㎡、井之頭小学校については提案条件（10,182㎡（暫定））を正としてください。
4	駐車場、駐輪場について与条件がございましたらご教示下さい。	駐車場は車いす用1台、一般用5台、荷捌き用1台、駐輪場は50台（一部屋根付き）を想定していますが、設計の中での調整を考えています。なお、教職員の通勤での自動車使用はありません。
5	武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画策定等業務委託仕様書（案）の6p（11）井之頭小学校隣接地水道部水源現況測量（約40㎡）の記載があります。現在受領している敷地利用の中で配慮することはありますか。	水源の位置は現状と変わりません。水道部水源や非常災害用給水施設の保守点検や改修工事等を小学校側から行うことを想定した建物配置と外構計画としてください。
6	様式第3-3号 意匠担当者と施工計画並びに外構の技術者の兼務は可能でしょうか。	兼務可能です。ただし、意匠担当者が施工計画並びに外構の技術者としての資格、経験年数等実績があり、本件業務を兼務で遂行できることを前提とします。
7	技術者の資格を示す添付書類として、様式第3-3号 2管理技術者氏名の欄下には「管理技術者及び主任担当技術者」の資格の写しを添付する旨の記載がありますが、様式第3-1号 2提出書類ウでは「各担当者」の資格を添付するとあります。様式第3-3号を正と考えてよいでしょうか。	様式3-3号を正としてください。「各担当者」の資格とは「管理技術者及び主任担当技術者」の資格とお考えください。
8	両校の配置計画の考え方に関して、解体並びに改築工事時期は敷地内に仮設校舎を建設して共用するものと考えてよろしいでしょうか。	第五小学校は第五中学校に、井之頭小学校は第一中学校に建設済みの仮設校舎を使用するため、小学校地内には仮設校舎を建設しません。
9	また上記に関連し、改築工事にあたり体育館は共用を継続する、プールは先行解体が可能等、工事手順の条件はありますか。	学校運営を行いながらの工事ではないので、工事手順の条件はありません。
10	実施要項 P8 ウ 受託した場合のチーム体制 管理技術者及び主任技術者の資格、建築事務所登録通知の写しを1部のみ添付するとあります。 様式3-1号書式 2 提出書類 ウ では、添付書類として、各担当者の資格、建築事務所登録通知の写しとあります。資格写しは、各担当者も添付必要ですか。	「管理技術者及び主任技術者の資格、建築事務所登録通知の写しを1部」のみ添付してください。
11	様式第3-2号 管理技術者及び主任技術者の実績 実績につきまして、様式に「竣工年月」の欄がありますが、実施設計が完了し、現在工事中の実績も対象として宜しいでしょうか	対象として構いません。
12	配布資料 武蔵野市立第五小学校 求積図 求積図及び三斜求積表において面積及び地積が算出されていますが、算出範囲の一部（符号1～6、22～24）が現況の道路と重なっていることから、敷地境界線とは一致しないものと思われます。本業務における敷地境界線をご教授頂けないでしょうか。	西側道路との境界は添付求積図（別添1）をご参照ください。添付図の座標K55～K35を現況の敷地境界とします。なお、西側道路は指定幅員を満たしていない位置指定道路のため、計画通知の際に狭あい協議が必要です。
13	配布資料 武蔵野市立第五小学校 求積図 西側で敷地に接する位置指定道路（建築基準法第42条1項5号道路）の幅員をご教授頂けないでしょうか。	指定幅員は4.5mです。現況は4.5mに満たない部分がありますので、狭あい協議の必要があります。
14	配布資料 武蔵野市立第五小学校 求積図他 西側で敷地に接する位置指定道路（建築基準法第42条1項5号道路）を工事に使用することは可能でしょうか。	可能ですが、条件は近隣との協議によります。 西側道路は指定幅員4.5mの建築基準法第42条1項5号道路ですが、現況の通り抜けできる私道とお考え下さい。
15	配布資料 武蔵野市立第五小学校 求積図他 西側で敷地に接する位置指定道路（建築基準法第42条1項5号道路）を給食の搬入に使用することは可能でしょうか。	今回のプロポーザルでの提案においては可能と考えて結構です。 最終的に条件等は近隣との協議によります。なお、第五小学校は自校調理となるため、「食材の搬入」となります。
16	「業務委託に関する公募型プロポーザル提案条件」において想定工事概算費が示されていますが、「プール設置費」の示す範囲（プール水槽のみか、周囲の躯体・設備等を含むか等）をご教授ください。	周囲の躯体・設備等を含みます。
17	「武蔵野市まちづくり条例開発等事業者向けガイド」において、歩道状空地の幅は案件ごとの協議と記載されています。この件に関して過去に協議を行った記録があれば提供頂けないでしょうか。	第五小学校・井之頭小学校ともに協議を行った記録はございません。 なお、歩道状空地については今回の提案では検討不要です。ただし、周辺環境に配慮した計画をご提案ください。まちづくり条例の歩道状空地等の検討は基本計画の段階で行います。
18	「業務委託に関する公募型プロポーザル提案条件」内、「必要諸室とコマ数リスト」において特別活動・生活諸室等の欄に児童・生徒用更衣室と示されていますが、これは体育館用・プール用とは別に設けるものと解釈してよろしいでしょうか。またその場合、どのような状況での使用を想定されているかご教授頂けないでしょうか。	児童が体育の授業等で更衣をする際に使用します。体育館用・プール用とは別に設置します。
19	「業務委託に関する公募型プロポーザル提案条件」内、「必要諸室とコマ数リスト」において【体育施設】体育館・備考の欄に体育館のトイレは、学校内のトイレと共用しても、宜しいでしょうか。	提案条件の必要諸室とコマ数リストに記載の通り、単独で設けることを原則とします。
20	「業務委託に関する公募型プロポーザル提案条件」内、井之頭小学校「(2)絶対高さ制限10mについて」において、「建築基準法第55条の許可を受け（中略）一部地下1階、地上4階とする」とあります。一方、「武蔵野市学校施設整備基本計画」における【図表9 建築制限上の課題】に欄外注釈においては「建築基準法第55条第2項に基づく」とありますが、建築基準法第55条3項の制限緩和を適用する想定として計画するという理解でよろしいでしょうか。	今回のプロポーザルでは建築基準法第55条3項の許可を受ける想定としています。ただし、建物高さは現校舎の高さを超えないよう14m程度でご検討ください。 なお、「一部地下1階、地上4階」は仮の想定であるため、必要諸室、コマ数、法的規制等を考慮し最適と思われる階数と室配置をご提案ください。
21	設計共同体を結成する場合、様式第3-1号は代表企業のみが作成し、提出させていただくという理解でよろしいでしょうか。 あるいは、設計共同体各構成員が作成、提出する必要がございますでしょうか。	代表企業のみご作成、ご提出ください。

22	設計共同企業体協定書を提出する場合、各構成員の出資比率を記入する必要はございますでしょうか。	必要ありません。
23	様式集について 様式集における、様式3-2号、様式3-3号、様式3-4号、様式4-2号における4周に確保される余白寸法や枠づけの制約はございますか。特に様式4-2において表上部に記載されたタイトルを含めた「枠づけ」の規定などございましたら、ご教示願います。	余白や枠のサイズの制約はありませんので、任意でご調整ください。様式名やタイトルは必ず記載してください。
24	提案条件：井之頭小学校の建物高さ及び階数について 用途地域規制により、井之頭小学校建設地は絶対高さ10mの規制区域です。しかし、提案条件では、55条の許可申請を行うことにより、「一部地下1階地上4階」を前提としているとのこと。これに対し、許可申請を行わず「地上3階地下無し」という提案は可能ですか。	可能です。No.20をご参照ください。
25	提案条件必要諸室：学年ごとの教室数について 2校とも普通教室計24教室ですが、各学年ともに4教室確保を前提と考えてよろしいですか。（例えば、基本的に各学年は3教室で残り1教室は予備教室で児童数の変化対応や習熟度別教室として利用するなど）	4学級×6学年とお考え下さい。
26	提案条件必要諸室：リフト室について リフト（エレベーター）は、給食ワゴンや荷物搬送、車いす等足の不自由な方の利用が主目的で、常時児童が使用しない前提と考えてよろしいですか。	配膳室のリフトは給食ワゴンの運搬専用です。通常のエレベーターは荷物運搬、車いす利用者、教員等の利用が主目的となり、常時児童が使用しないとお考え下さい。
27	提案条件必要諸室：教材室 6学級ごとに1室確保とのことですが、各学年3教室を常時使用するものとし、2学年に1室確保と考えてよろしいでしょうか。	コマ数表の通り全体で2コマ確保することとし、室配置や割り振りは自由にご提案ください。
28	提案条件必要諸室：プール 第五小学校のプールについては「本体以外」との表記があります。一方、井之頭小学校の諸室リストには「本体以外」の記載がありません。これは施設の共同利用を踏まえて第五小学校には「設置しない」という意味でしょうか。あるいは、「別棟で設置する」という意味でしょうか。ご教授願います。	井之頭小学校は記載漏れです。第五小学校と同様に「本体以外」のトイレ、更衣室、倉庫等の面積を200㎡としてください。プール本体は屋外を想定しているため、面積には含めていません。
29	審査方法判断基準 1次審査の判断基準の内、管理技術者・主任担当技術者の実績の「判断基準」各項目に+0.5から+1.5点が付記されていますが、配点方法についてご教授願います。	公立小学校の場合に1.5点（公立中学校1.2点、その他の教育施設0.8点）、その実績に対し、ワークショップ等の実績があれば0.5点加点となり、実績1件につき2点（公立中学校1.7点、その他の教育施設1.3点）が上限となる配点です。管理技術者3件、主任技術者4件の合計7件の実績で14点が配点の上限となります。
30	敷地周辺の道路幅員等 各敷地の接道幅員をご教示願います。また、第五小学校西側の道路は市道ではなく、また、敷地測量図上は学校敷地が、道路側まで広がっているようですが、道路指定等の情報をご教示願います。	（第五小学校） 東側道路は道路種別上建築基準法第42条1項1号、現況幅員4.5m程度です。なお、西側一方後退の8mの区画道路となっているため、本プロポーザルでは後退部分3.5m範囲内に建物配置をしないようご提案ください。ただし、後退部分は敷地算入し、歩道形状は今回の提案では検討不要です。 西側道路は指定幅員4.5mの位置指定道路となります。計画通知上の西側の境界は添付求積図（別添1）をご参照ください。添付図の座標K55～K35を現況の敷地境界とします。なお、西側道路は指定幅員を満たしていない位置指定道路のため、計画通知の際に狭あい協議が必要です。 （井之頭小学校） 接道している3辺の道路はいずれも建築基準法第42条1項1号で、各幅員は北側4.5m程度、東側6m程度、南側7m程度です。 なお上記現況幅員は目安です。詳細は道路管理課でご確認ください。
31	基本計画、基本設計等とありますが、実施設計の発注方法等をご教示ください。（本業務委託を受託した者が実施設計の契約が出来るか。）	実施設計の発注方式は未定です。
32	提案条件は基本計画を実施する中で、コマ数、必要面積等の見直しはあると考えて宜しいでしょうか。	そのようにお考え下さい。今回のプロポーザルにおいては、提示のコマ数、必要面積等でご提案ください。
33	実施要項2ページ 2(2)令和5年度 オ に大規模開発事業とありますが、都市計画法第29条の開発許可の想定はありますか。	「大規模開発事業」とはまちづくり条例の大規模開発事業であり、都市計画法第29条の開発許可の想定はありません。
34	実施要項8ページ 1次審査(1)イ ワークショップや市民会議等を含む実績・・・とありますが、証明する何かは必要でしょうか。ご教示ください。	証明は必要ありません。
35	配布いただいた敷地測量図及び高低測量図について、敷地レベル等を拡大して確認したためPDFデータでいただくことは可能でしょうか。	可能です。本質疑回答に添付いたします。（別添2、3）
36	各校について駐車場及び駐輪場の必要台数をご教示ください。	No.4をご参照ください。
37	各校についてプールの大きさ、必要コース数等をご教示ください。 また、プールは建物屋上への設置は可能でしょうか。	1校あたり25m×12m（6コース）程度とします。 設置は屋外地上平置きを原則としますが、屋上設置も可とします。
38	各校について正門の位置は、提案により現況位置から移動することは可能でしょうか。	可能です。周辺環境（近隣関係等）を考慮のうえ、より良い位置をご提案ください。
39	井之頭小学校について、必要と想定される延べ床面積は10,299㎡程度ですが、敷地面積及び容積率における最大は10,142㎡程度（水源用地約40㎡除く）となります。本プロポーザルにおける延べ床面積は10,299㎡程度と考えて宜しいでしょうか。	法的制限に適合する面積でご提案ください。建築基準法上の容積率緩和を考慮して構いません。なお、井之頭小学校は水源用地約40㎡を除いた敷地面積が10,182㎡程度となります。
40	井之頭小学校について、配布いただいた「提案条件」において新築建物階数想定は一部地下1階、地上4階とありますが、「武蔵野市学校施設整備基本計画P11」では想定階数が地下1階、地上3階となっています。本プロポーザルでの提案は「提案条件」を正と考えて宜しいでしょうか。また、地階設置を想定している部屋があればご教示ください。	No.20をご参照ください。
41	「必要諸室とコマ数リスト」においてPTA・地域における多目的室（開放用）は、教室としての授業利用はありますか。	PTA室の授業利用はありません。多目的室（開放用）は使用する場合があります。

42	「必要諸室とコマ数リスト」においてPTA・地域の諸室以外で地域開放を想定している部屋があればご教示ください。	地域開放対象室は「武蔵野市学校施設整備基本計画」p.28をご参照ください。
43	仮設校舎は第一中学校及び第五中学校の利用を想定し、既存校舎解体工事及び新築建物建設工事中における各校の学校利用は無いと考えて宜しいでしょうか。	そのようにお考え下さい。
44	「武蔵野市学校施設整備基本計画P27」校庭において、学級園及びピオトープの必要面積等があればご教示ください。	面積の指定はありません。教育上必要と思われる面積をご想定ください。
45	改築懇談会及びワークショップについて、想定される開催頻度等があればご教示ください。	懇談会想定開催頻度はプロポーザル実施要項p.2をご参照ください。ワークショップについては懇談会等のスケジュールを考慮し、最適と思われる回数をご提案ください。
46	管理技術者及び主任担当技術者の実績について各項目記載物件の重複は可能でしょうか。	可能です。
47	管理技術者及び主任担当技術者の設計実績について記載物件の竣工時期に指定はありませんでしょうか。	指定はありません。
48	各様式の枠及び余白の寸法は適宜調整しても宜しいでしょうか。	No.23をご参照ください。
49	様式3-3,3-4,3-5について、具体的な内容説明のため、様式内に実績写真の添付は可能でしょうか。	可能です。
50	井之頭小学校提案条件書及び武蔵野市学校施設整備基本計画書にて武蔵野市が想定している建物階数が異なります。どちらが正かご教示願います。	No.20をご参照ください。
51	プールについて、建物屋上へ設置の可能性の有無についてご教示願います。	No.37を参照ください。
52	両校それぞれについて、必要となる駐車場、駐輪場、バイク置場の規模及びその仕様について具体的な想定があればご教示ください。	No.4をご参照ください。
53	既存雨水貯留施設の移動、又は接続経路の変更の可能性についてご教示願います。	接続経路の変更は可能です。 施設の移動をしないことが望ましいですが、配置計画、支障がある場合は撤去、移転で考えて結構です。
54	既存雨水貯留槽の位置、大きさについて詳細をご教示願います。	資料を本質疑回答に添付します。(別添4、5)
55	屋内運動場の高さ、広さについて具体的な想定があればご教示願います。	広さはコマ数表をご参照ください。高さは教育活動上支障がないようご計画ください。
56	第5小学校提案条件に記載されているヒマラヤスギの保存のような、両校敷地内既存物で残置が必要なものが他にあればご教示願います。	現時点でお示しできるものではありません。保存が必要な記念樹、記念碑等の調査も本委託の業務に含まれます。
57	給食車の動線について、搬入経路に具体的な想定があればご教示願います。	現時点での想定はありません。
58	既存の正門の位置を移動することは可能でしょうか。	No.38をご参照ください。
59	武蔵野市学校施設整備基本計画書、図表9建築制限上の課題について、課題解決に想定される方法として挙げられている①～⑤の項目の実施有無について具体的な想定があればご教示願います。	現時点ではありません。なお今回のプロポーザルでは考慮しなくて結構です。提案条件の範囲でご検討ください。
60	提案条件書の井ノ頭小学校の建物高さについて、基準法55条の許可を受けて10mの高さ制限を超える建設を予定とありますが、こちらは武蔵野市基本計画書に記載されている12mとの認識で間違い無いですでしょうか。	No.20をご参照ください。
61	提案条件書の第5小学校の建物高さについて最高限度23mとの記載がありますが、武蔵野市基本計画書では15mとの記載があります。どちらが正かご教示願います。	23mを正としてください。
62	地域開放の対象室について、既存小学校ではあそべえ、図書館を開放しているように見受けられますが、本計画では図書館(ラーニングcommons)は地域開放とする予定でしょうか。またラーニングcommonsに関わらず、地域開放を予定している諸室の具体的な想定があればご教示願います。	地域開放対象室は「武蔵野市学校施設整備基本計画」p.28をご参照ください。 現時点では、図書館(ラーニングcommons)は地域開放とする予定はありません。
63	様式第3-2号について、進行中のプロジェクトを実績とする場合は竣工予定年月日を記載すればよろしいでしょうか。	結構です。
64	様式第3-2号について、「ワークショップ、市民会議等」の実績として、教育施設以外を記載することは可能でしょうか。	教育施設以外の記載は不可です。施設の実績と「ワークショップ、市民会議等」の実績は連動しますので、ご注意ください。 配点の考え方はNo.29をご参照ください。
65	様式第3-3号について、主任担当技術者以外の担当者は二校の業務を兼任することは可能でしょうか。	可能です。2校同時に進めるうえで最適と思われるチーム体制をご提案ください。
66	プロポーザル実施要項P8 7.(1)イに記載の「その他の教育施設」について、定義をご教示いただけますか。	学校教育法第1条による施設(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)を想定しています。
67	様式3-3号について、「分野の責任者に○」と記載がありますが、分野とは意匠から外構それぞれを指していると捉えてよろしいでしょうか。	そのようにお考え下さい。各分野において担当が複数人いる場合、そのうちの一人を分野の責任者としてください。
68	様式第3-3号、3-4号、3-5号について、様式番号を記載すれば枠の記載や大きさは任意と考えてよろしいでしょうか。	No.23をご参照ください。
69	様式3-3号について、分野の責任者・非責任者の五小・井之頭小の兼務・非兼務についての評価基準を具体的にお示しいただけませんか。	評価基準は実施要項P11に記載の通りです。
70	様式第3-3号について、主任担当技術者が意匠担当を兼任することは可能でしょうか。	可能です。2校同時に進めるうえで最適と思われるチーム体制をご提案ください。
71	様式第3-6号について、JV構成企業の名称欄が2社しかないため、3社目の企業は欄を追加して記載してよろしいでしょうか。	JV代表企業は様式第3-1号に記載し、様式第3-6号にJV構成企業の名称欄に2社ご記載ください。
72	プロポーザル提案条件P8,P10に記載の「床面積全体の40%以内」について、体育館およびプールの床面積を含むかご教示いただけますでしょうか。	体育館及びプールは含みません。
73	校庭に埋設されている雨水貯留浸透施設を移設または更新することは可能でしょうか。	No.53をご参照ください。
74	様式第3-3号について、「経験年数」は担当業務の経験年数でしょうか。	そのようにお考え下さい。なお管理技術者、主任技術者の経験年数は、他物件で管理技術者、主任技術者として従事した年数とします。
75	プロポーザル提案条件に、井之頭小学校の5.(3)延床面積は必要施設規模(10,299㎡を上限)と記載がありますが、1.(2)に記載の敷地面積から算定する許容延床面積(10,182㎡)が延床面積の上限と考えてよろしいでしょうか。	No.39をご参照ください。

76	既存小学校の道路境界に設けられているフェンスの高さと位置には指定はありますでしょうか。	指定はありません。
77	今回のプロポーザルは基本計画・基本設計業務ですが、実施設計業務や監理業務など今後の見通し・進め方などがあれば教えてください。	No.31をご参照ください。
78	提出書類のフォーマットについて、「様式3-4号」等の記載以外は任意でよいか？（レイアウトにかかわる枠のサイズについては調整してもよいか？）	No.23をご参照ください。
79	共同体の場合、代表企業が審査申込書と誓約書を提出する形でよいか。	結構です。
80	応募実績概要の設計実績はJVや意匠協力事務所として協力したものも含めてよいか。	JVは含めて構いません。協力会社は含みません。
81	1次通過者に対して敷地見学の機会はあるか？	ございません。ホームページ掲載の現況写真（五小・井之頭小）をご参照ください。
82	提案条件（井之頭小学校） 想定する新築建物階数に「一部地下1階」とありますが、地下で想定される諸室についてご教示ください。	No.20をご参照ください。
83	提案条件（井之頭小学校） 想定する新築建物階数に「一部地下1階」とありますが、「一部」とはどの程度の面積を指すのかご教示ください。	No.20をご参照ください。
84	敷地面積（井之頭小学校） 以下の資料で敷地面積に相違がありますが、どちらが正かご教示ください。 提案条件：10,182㎡ 武蔵野市学校施設整備基本計画：9,987㎡（P10）	提案条件（10,182㎡）を正としてください。
85	敷地面積（第五小学校） 敷地面積に相違がありますが、どちらが正かご教示ください。 提案条件：9,901㎡ 武蔵野市学校施設整備基本計画：9,710㎡（P10）	学校施設整備基本計画（9,710㎡）を正としてください。
86	武蔵野市学校施設整備基本計画P10【図表9 建築制限上の課題】（第五小学校） 想定階数に地下1階地上3階と記載がありますが、地下で想定される諸室についてご教示ください。	「一部地下1階、地上3階」は仮の想定であるため、必要諸室、コマ数、法的規制等を考慮し最適と思われる階数と室配置をご提案ください。
87	武蔵野市学校施設整備基本計画P10【図表9 建築制限上の課題】（井之頭小学校） 想定階数に地下1階地上3階と記載がありますが、地下で想定される諸室についてご教示ください。	No.20をご参照ください。
88	想定階数（井之頭小学校） 以下の資料で想定階数に相違がありますが、どちらが正かご教示ください。 提案条件：一部地下1階、地上4階 武蔵野市学校施設整備基本計画：地下1階、地上3階	No.20をご参照ください。
89	武蔵野市学校施設整備基本計画P10【図表9 建築制限上の課題】（両校共） 課題解決欄の想定される方法について、①用途地域を変更、②地区計画を導入、③学区を変更、④隣地等、敷地を拡張する、⑤一部機能を校外設置する。全ての項目に該当すると読み取れますが、現時点で決まっている手法があれば、内容を含めてご教示ください。	No.59をご参照ください。
90	武蔵野市学校施設整備基本計画P10【図表9 建築制限上の課題】（両校共） 課題解決欄の想定される方法の①～⑤の手法は、本プロポーザル提案内容対象外との認識で宜しいでしょうか。（現法規のまま提案する。）	No.59をご参照ください。
91	高さ制限（第五小学校） 以下の資料で高さ制限に相違がありますが、どちらが正かご教示ください。 提案条件：23m 武蔵野市学校施設整備基本計画：15m	No.61をご参照ください。
92	体育倉庫、鳥小屋、うさぎ小屋等も仮設校舎先の第一中学校、第五中学校に計画されることで宜しいでしょうか。	移動するかは未定ですが、改築工事期間中に現状の体育倉庫や飼育小屋等を運用することはありません。今回のプロポーザルにおいては、既存の体育倉庫、鳥小屋、うさぎ小屋等を考慮せず、配置計画等検討してください。
93	敷地内でローリング計画の対象となる建物や設備等があればご教示ください。	現時点ではありません。
94	プールの設置階や屋内・外等、指定があればご教示ください。	No.37を参照ください。
95	様式第3-3号、様式第3-4号、様式第3-5号の枠線は削除し、左右上下の余白指定は無しとして宜しいでしょうか。	No.23をご参照ください。
96	提案条件にICT学習室の記載がありません。計画の要否をご教示ください。 なお、提案に含める場合は、武蔵野市学校施設整備基本計画に記載の1コマを正として宜しいでしょうか。	ICT学習室は用途を変更し、従来記載のラーニングコモンズ内多目的室に統合しました。このため、ラーニングコモンズ内多目的室2コマでご提案ください。
97	今後の方針として、プールを建物上部に設ける検討はありますでしょうか。 また、設置階等に条件がある場合は、ご教示ください。	No.37を参照ください。
98	今後の方針として、体育館は地階に設ける検討はありますでしょうか。 また、設置階等に条件がある場合は、ご教示ください。	災害時の避難所となるため、1階レベルを原則としてご提案ください。